



安齋正弘

福島県生まれ。木耐協設立当初から技術顧問として組合員の指導や技術開発を行う。2007年国土交通大臣表彰。趣味は社交ダンス

## ◎今号のテーマ 一般診断法「保有する耐力」についての考察

「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」の質問・回答集の確認

昨年晩秋の頃から、わが家に朝日が差し込まなくなりました。東南の隣地に2階建の住宅が2軒建ったのだ。ま、考えようによってはこんな土地柄で、これまで十分な日光に恵まれていたことの方が幸運だったのだろう。南に面する居間の軒を深くして建てたがもうあまり効果はなくなっ

た。でもこれから暑い夏がくる。(日中には効果があるだろうな?)...どんな夏になるかなあ。  
さあ、今月もこの回答集をめぐり、内容・趣旨を確認し日々の実務に活かして参りましょう。  
日本建築防災協会に掲載されている文章は、下記ホームページアドレスから直接ご覧ください。  
(注:紙面の都合HPに掲載されている文章から、趣旨を外さない程度に表現を変えています。)

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/seismic/wquest.html>

**Q59** 「壁基準耐力」において、【精密診断】には石膏ボードの直張り仕様、準耐力壁仕様等の区別がありますが、【一般診断】には明記がありません。(この一般診断法の場合)梁まで到達しているか否かに関わらず一律と考えて宜しいか?

**A** 良い。但し精密診断法1で示す壁基準耐力の仕様が基準(基)となっているので、その仕様に満たない場合は低減を乗じるなどして、適切に判断して下さい。

### 考察

「一般診断法」による裏付けはあくまで「精密診断1」に依るところが大きく、精密診断よりも簡略・手軽にアレンジされたのが一般診断だと考えれば納得できましょう。従って一般診断で判断に困ったり、悩んだりする場合には、精密診断1をひも解きながら、見誤ることの無い結論を導き出せるよう、利用すべきだと考えます。(精密診断法1で示す壁基準耐力の仕様:解説編P.67~68参照)

**Q60** 真壁、貫仕様の面材耐力壁の場合、貫の施工状況(貫が柱間で止めホゾ差、楔・釘等の固定仕様など)による基準耐力適用の可否はありますか?

**A** 詳細な規定は無し。いわゆる貫として見なせないようなら実況に応じて低減を乗じるなどして、適切に判断して下さい。

### 考察

この場合確かに「壁と柱との一体性」は、貫と柱との緊結状態に委ねられる要素が無視できないかも知れません。従って回答のように【適宜低減】するなどして対応するのが妥当な気がします。

**Q58** 土壁・石膏ボードで梁まで達していない場合の評価について、横架材間7割未満の場合耐力はゼロと見做すのでしょうか?

**A** 実験により「耐力低下の度合を確認しておりません」ので、耐力は見込まないことにして下さい。

### 考察

「壁高さ比:0.7」未満については、12年版青本(解説編P.65の⑥)で明確に評価を否定しているので、「A」の回答をそのまま受け止めた方が良いと思います。